

備前市監査委員告示第6号

令和3年度行政監査結果報告に基づく措置状況の公表について

令和3年度行政監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が備前市長等からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年5月28日

備前市監査委員 小野田 隼也
備前市監査委員 尾川 直行

【令和3年度行政監査】

措置状況一覧表

	監査結果	所属部署	措置状況
指摘事項	本来、指定管理者を公募した場合、民間等が適正な費用を算出し利益を計算する必要があるにもかかわらず、市が公募した施設の修繕費用総額が不明確であったり、修繕計画もなかったりする現在の状況は、適正を欠く事項で是正する必要があると認められる。	生涯学習課	施設の修繕費について、指定管理受託者、市、県で負担上限額を定め、維持管理に努めている。